

障害児通所支援に係る留意事項

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



次第

1. 指導事例

2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

3. 安全計画の策定の義務付け

4. 人員基準の経過措置の終了



1. 指導事例



1. 指導事例

取扱方針・情報の提供等

- 提供する児童発達支援等の質の評価及び改善（自己評価）を定期的に行えていない。
 - 児童発達支援事業等を利用する障害児の保護者による評価を受けていない。
 - 自己評価等の結果について県に提出していない。
 - 自己評価の結果について、誰でも閲覧できるよう公表されていない。
- 自ら提供するサービスが適切かどうかについては、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインが策定されているため、活用すること。
 - 自己評価を行っていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象となる。



1. 指導事例

基本報酬区分

- 児童発達支援（センター及び主として重心を除く）：前年度の利用者実績で、利用者に占める未就学児の割合が70%未満であるにも関わらず、「区分Ⅰ」を算定していた。
 - 放課後等デイサービス（主として重心を除く）：運営規程に定めるサービス提供時間が3時間未満であるにも関わらず、「区分Ⅰ」を算定していた。
 - 指定権者に届け出なく医療的ケア児に係る基本報酬を算定していた。
- ここでいう「サービス提供時間」は送迎の時間を含まないこと。
 - 医療的ケア児に係る基本報酬の算定については、掲載資料「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて」を参照すること。



1. 指導事例

欠席時対応加算（I）

- 利用中止の連絡のあった日時、障害児の状況確認、相談援助の内容が記録されていないかった。
- 欠席時対応加算は、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に、急病等により中止の連絡があった場合であって、障害児又はその家族との連絡調整、その他の相談援助を行うとともに、障害児の状況やその相談内容等を記録した場合に算定できる。



1. 指導事例

延長支援加算

- 運営規程に定める営業時間が8時間以上でない。
- 営業時間を超えた支援となっていない。
- 延長時間帯に、指定通所基準に定められた直接支援業務に従事する職員が1名以上配置されていない。
- 延長した支援が必要であることが、「障害児支援利用計画」に位置付けられていない。



1. 指導事例

延長支援加算

- ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間を含まないものであること。
- 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。
- 延長時間帯に、指定通所基準の規定により配置すべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1名以上配置していること。
- 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等、「延長した支援が必要かつやむを得ない理由」があり、かつ当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。



1. 指導事例

送迎加算

- 居宅以外の「特定の場所」へ送迎する場合について、「特定の場所」を定める保護者の同意書がなかった。

- 送迎については、事業所と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄り駅や集合場所まで行ったものについても同加算を算定できるが、事前に保護者に同意を得た上で、特定の場所を定める必要があることに留意すること。
- あくまで事業所と居宅間の送迎が原則であるため、利用者や事業所の都合により特定の場所以外の送迎を行う場合や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には、算定対象外となる。（事業所外で支援を行った場合、活動場所から居宅等への送迎は算定対象となる。）



1. 指導事例

児童指導員等加配加算

- 児童発達支援管理責任者を配置していない期間に児童指導員等加配加算を算定していた。
- 児童指導員等加配加算は、事業所に置くべき従業者の員数に加え、理学療法士等の従業者を1名以上(常勤換算)配置している場合に算定することができるもの。
- 事業所には、従業者として児童発達支援管理責任者を1名以上配置しなければならないこととなっているため、児童発達支援管理責任者を配置していない期間については、事業所に置くべき従業者の員数を満たすことができていないことから、児童指導員等加配加算を算定することはできない。



1. 指導事例

定員超過利用減算

＜基本原則＞ 指定基準において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供を行ってはならない。

＜やむを得ない事情がある場合の取扱い＞
定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めること。

- 事業所においては毎月の報酬請求に当たって、掲載資料「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により定員超過利用減算の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。
- やむを得ない事情の考え方は、掲載資料「障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」を確認すること。



2. 所在確認・送迎用車両への安全 装置設置の義務付け



2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

(1) 概要

- 令和4年10月に政府がとりまとめた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を受けて関係省令が改正され、指定障害児通所支援事業所等に対し、令和5年4月1日から次の2点が義務付けられる。
 - ① 児童の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。
 - ② 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(安全装置)を装備し、当該装置を用いて降車時の児童の所在の確認をすること。(経過措置あり)

※ ①は指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設が対象
②は児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所のみが対象



2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

(2) 安全装置設置に係る経過措置

- 安全装置の設置については、令和6年3月31日までの間は、安全装置の設置に代えて、車内の児童の見落としを防止するための代替的な措置により対応することとして差し支えないこととされている。
- 代替措置については、例えば、運転手席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車両後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにすること。



2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

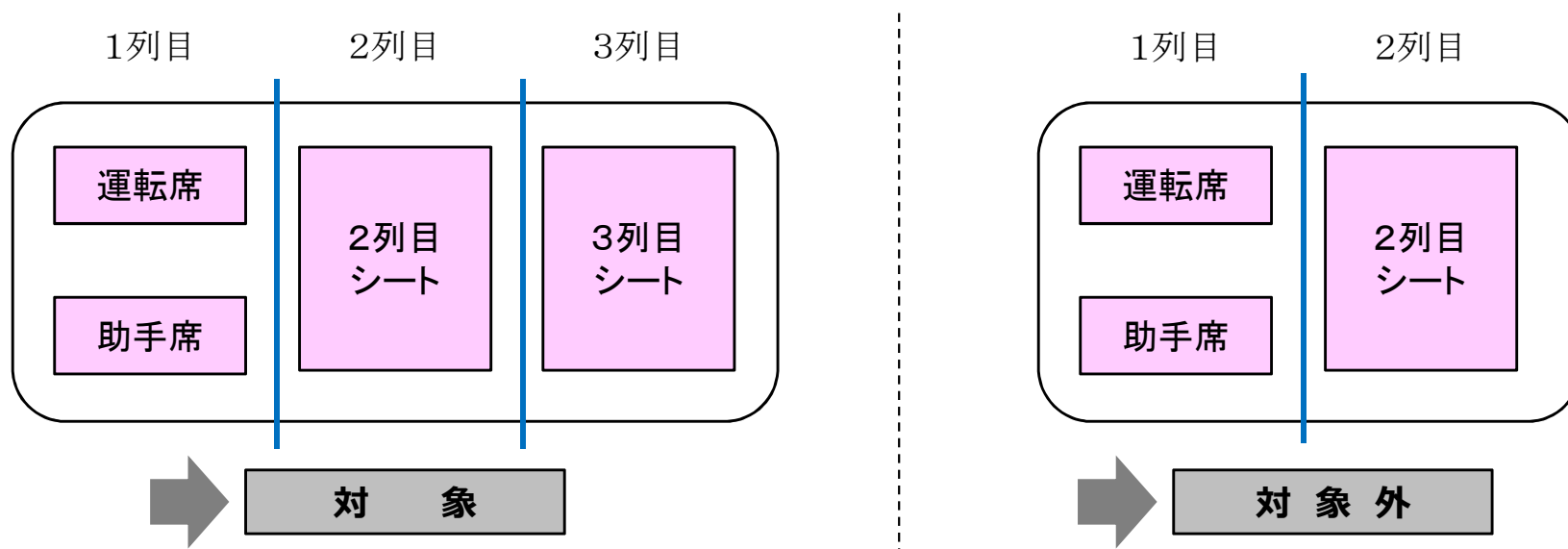
(3) 安全装置設置の義務付けの対象車両

- 送迎用車両のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車(=座席が3列以上の自動車)が原則として安全装置設置の義務付けの対象となる(座席には、いわゆる福祉車両の車椅子用スペースも含まれる)。
- なお、座席が3列以上あるものの、児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固定させて2列目までと3列目以降を隔絶し、児童が確実に3列目以降を使用できないようにしている自動車など、2列以下の自動車と同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものについては、安全装置設置の義務付けから除外される。



2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

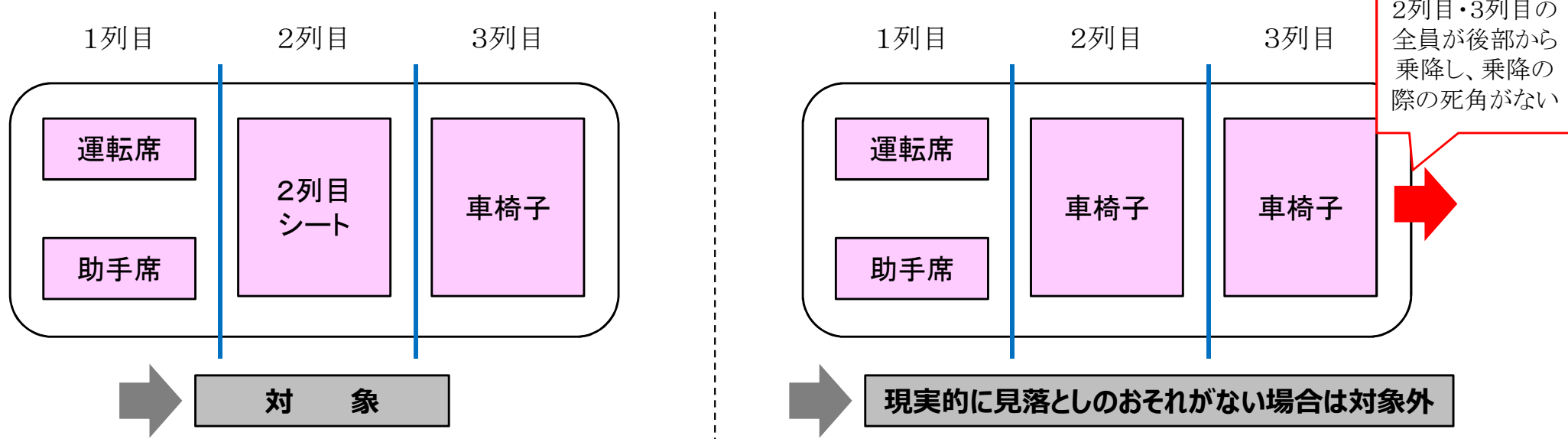
(4) 安全装置設置の義務付けの対象車両のイメージ



※義務付けの対象外かどうかは、例示のイメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の設置が義務けられる趣旨等に鑑みて慎重に判断しなければならない

2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

(4) 安全装置設置の義務付けの対象車両のイメージ



※義務付けの対象外かどうかは、例示のイメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の設置が義務けられる趣旨等に鑑みて慎重に判断しなければならない

2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

(5) 設置すべき安全装置

- 送迎用車両に設置する安全装置は、令和4年12月20日に国土交通省が策定した、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものでなければならない。
- ガイドラインに適合する装置については、内閣府HPにおいて一覧化されたリストが公表されているので、参考とすること。

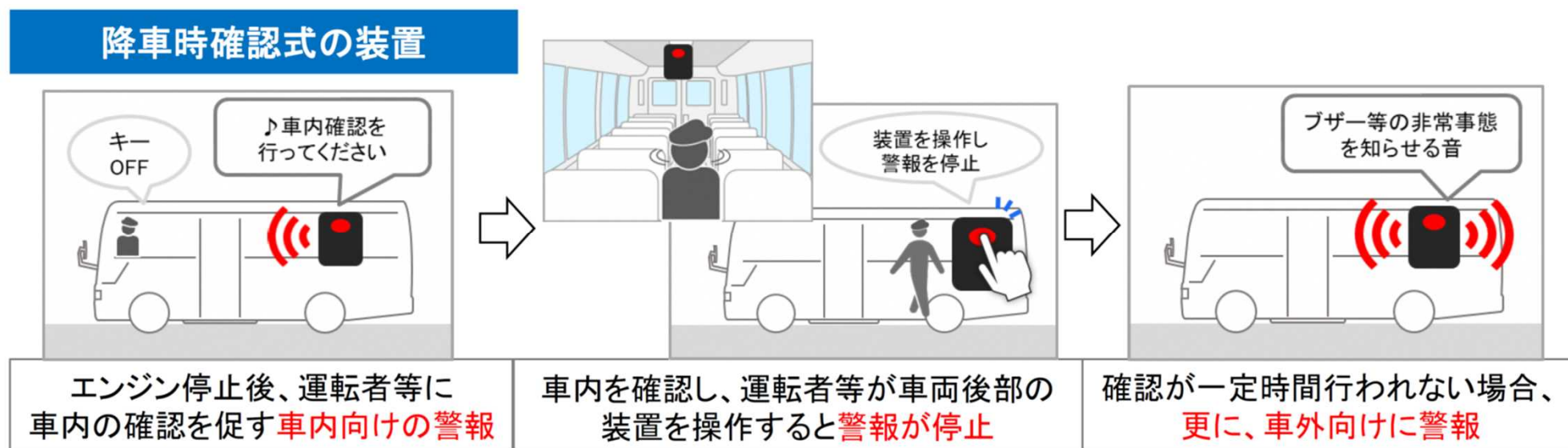
<掲載ページ>

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>



2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

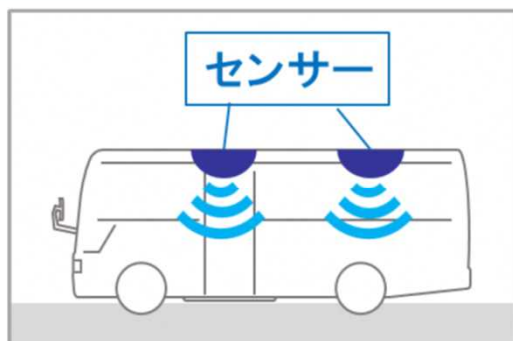
(6) 安全装置の類型（降車時確認式）



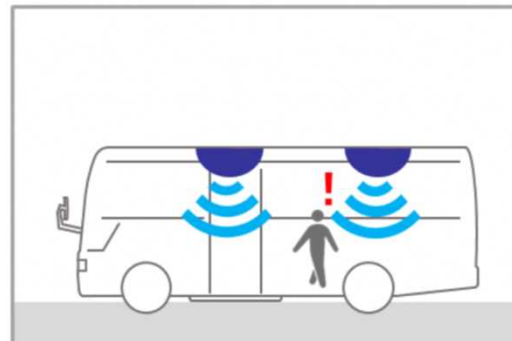
2. 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

(6) 安全装置の類型（自動検知式）

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に
センサーによる車内の検知を開始



置き去りにされたこどもを検知すると、
車外向けに警報



3. 安全計画の策定の義務付け



3. 安全計画の策定の義務付け

(1) 概要

- 近年の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという大変痛ましい事案等を踏まえて関係法令が改正され、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に対し、令和5年4月1日から、事業所・施設の設備の安全点検等その他事業所・施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を事業所・施設ごとに策定することが義務付けられる。
- ただし、経過措置として、令和6年3月31日までの間は、安全計画の策定等については努力義務とされている。



3. 安全計画の策定の義務付け

(2) 義務付けの内容

- 指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に義務付けられる内容は次のとおり。
 - ① 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
 - ② 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修・訓練を定期的実施すること。
 - ③ 児童の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
 - ④ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

※ 【再掲】これらの義務については、令和6年3月31日までの間は努力義務



4. 人員基準の経過措置の終了



4. 人員基準の経過措置の終了

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、支援の専門性及び質の向上に向けて、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る人員基準の見直しが行われ、基準人員から「障害福祉サービス経験者」を除き、保育士・児童指導員のみ限定することとされた（2年間の経過措置あり）。
- 当該経過措置は令和5年3月31日までであり、令和5年4月1日以降は「障害福祉サービス経験者」を基準人員として配置することはできないことから、経過措置により「障害福祉サービス経験者」を基準人員として配置している事業所におかれては、適切に勤務体制を見直していただく等の対応が必要となる。



「障害児通所支援に係る留意事項」は以上となります。

